

新規・切替 (18歳以上で、有効期間)

重要

パスポートに転写されます。
点線より上の部分にパスポートの名義人になる方がご記入ください。

ご注意

枠からはみ出し・なぞり・付け足し・極端なかすれ・二段書き等は、受付できません。

厳折り曲げ 禁

受理年月日 年 月 日

窓口記入欄

有効期間 発行年月日 年 月 日

写真

写真は貼らずにお持ちください

注意

1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm)

*提出された写真は旅券に転写されます。
*裏面に氏名を記載してください。

氏名 (左詰めで記入)

ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。
(枠が足りない場合は窓口申し出てください)

所持人自署

(この署名は旅券にそのまま転写されます)

千葉 一郎

性別 男 女

生年月日 年 月 日

本籍 (都道府県名を左詰めで記入してください) (市区郡以下を記入してください)

所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。

その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。
(例えば、by A. YAMADA (Mother) や by A. YAMADA (Father) など)

※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 ある ない

※旅券の所持歴はありますか。 ある (以下に最後の旅券について記入) ない

旅券番号

発行年月日 年 月 日

西暦で記入

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。

この申請書を提出する日の年齢 歳

18歳未満は発給式を

重要

パスポートの名義人になる方が✓マークをお入れください。□に✓マークがかかるようにご記入ください。

現住所 (住民票に記載の住所)

〒

居所で申請する場合は居所も下段に記入してください

〒

その他勤務先など日中の連絡先

日本国内の緊急連絡先

住所

氏名

申請者との関係

電話

刑罰等関係

※次の各事項に該当しているか否か、□に✓印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい いいえ
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい いいえ
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 はい いいえ
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 はい いいえ

現在外国の国籍を有していますか。

※該当する枠内に✓印を記入してください

はい いいえ

「はい」の場合

どの国の国籍ですか。

取得年月日 年 月 日

どのような方法で取得しましたか。

外国籍()は母の子として出生

外国籍()は婚姻又は養子縁組

外国籍()は国籍取得届出

外務省 03 13条 10 別名併記 14 暦外確認 0A 別人 0C 解除 0E 職権 0H 特例1

コード欄 04 対立地域 11 非ヘボン 15 暦外表示 0B 生効 0D その他訂正 0G 再作成 0I 特例2

官庁コード

(別記第1号様式)

外国籍の有無についてご記入ください。

注意

- 一、太枠内の所定の欄に黒又は青の濃いインクで枠からはみ出さないよう記入してください。
- 二、※のある欄では□又は○枠内に✓印を、その他の欄はかき書体により(所持人自署の欄は除く)記入してください。
- 三、この用紙は機械で読み取りますので折らないでください。折つた場合は、申請書に改めて記入をお願います。また、折つた場合、申請書に改めて記入をお願います。また、折つた場合、申請書に改めて記入をお願います。
- 四、わが国固有の領土である北方領土(択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島)は渡航先には含まれません。

七 六 五

申請書に虚偽の記載をして旅券の交付を受けた場合は、旅券法(五年(営利目的は七年)以下の懲役、三百万円(営利目的はこの申請書に記入した罰金)及び刑法によって処罰されます。特に必要と認められる場合は、外務大臣又は領事官が記載の個人情報は、旅券事務の適正な執行の確保、不正取得、使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人援護並にその必要に応じて国際協力のために利用します。



